

株 主 各 位

東京都墨田区横網一丁目3番20号
チ ム ニ 一 株 式 会 社
代表取締役社長 和 泉 學

第6期定時株主総会招集ご通知

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年3月24日（月曜日）午後6時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 清澄
3. 目的事項
報告事項 第6期（自平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席をいただくことが可能です。ただし代理権を証明する書類の提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.chimney.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成25年1月1日)
(至 平成25年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の景気対策の成果で円安や株価上昇が進み、企業収益の改善や個人消費にも持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

しかしながら、新興国の景気減速懸念などもあり、先行きは不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、食に関するお客様の目はさらに厳しいものとなっているとともに節約志向も根強く、中食等の業種との競争も激化しております。

このような中、当社は他社との差別化を目指し、漁業等の一次産業から、その食材の加工等を行う二次産業、また、店舗等において商品を提供する三次産業までを一括して管理する、飲食業の六次産業化に向けた取り組みを継続して強化し、より鮮度が高く安全、安心な商品をお客様に提供し、お客様から「ありがとう」の言葉を頂ける様取り組んでまいりました。

飲食事業におきましては、漁港からの直送鮮魚を用いた商品をメニューに導入し、より鮮度の高い商品供給が全国に展開できる体制を構築し、運用を開始いたしました。4月には、中部飼料株式会社と共同で設立した中部チムニー株式会社からの仕入取引も開始し、特色ある農水産物の仕入が強化されました。

更に、5月より「軍鶏農場」ブランド店舗の展開も開始いたしました。「軍鶏農場」は希少価値の高い軍鶏等を中心としたメニューを取り揃え、その軍鶏等の生産者との連携を深めた仕入体制を構築し、平成25年12月末現在で13店舗に拡大致しました。今後も更なる展開を予定しております。

商品の政策としましては、年に2回の基本メニューの改定とともにその季節の旬といわれる鮮魚、農産物等を取り入れた期間限定メニュー提供を継続して実施し、お客様がリピーターとして再度来店頂けるようなメニュー提供をしております。

店舗の運営におきましては、店舗での営業力強化の為に、教育体制と人材育成に注力し、教育施設としての「ABCアカデミー」を活用し、一定水準に達するまでの基礎教育体制が構築されるとともに、各地域での見本となる「旗艦母店」、さらにきめ細かく現場教育を実施していくための「エリア教育店」を設定し、人材の教育を通してお客様へのサービス力、商品提供の技術力向上に努めてまいりました。

コントラクト事業は、現在受託している98店舗の運営の強化に注力いたしました。適正な人員配置の見直し、よりお客様に御支持がいただけるためのメニュー変更等を実施し、安定的に運営できる体制を整えました。

全社における店舗の出退店につきましては、積極的なスクラップアンドビルドを継続して実施いたしました。直営店35店舗、フランチャイズ店4店舗の新規出店をするとともに、直営店10店舗、フランチャイズ店16店舗の退店を実施、さらに一定期間を経過した店舗の再調査を行い、お客様のニーズに合わせるために、改装及び業態転換を61店舗で実施いたしました。その他、直営店からフランチャイズ店舗への切り替えを16店舗実施し、当事業年度末時点における直営店は309店舗、コントラクト店は98店舗、フランチャイズ店は293店舗、合計700店舗となりました。

以上の結果、売上高は44,055百万円（前年同期比104.9%）、営業利益3,098百万円（前年同期比94.2%）、経常利益3,205百万円（前年同期比97.2%）、当期純利益1,431百万円（前年同期比113.3%）となりました。

また、7月に新業態準備株式会社（現めっちゃ魚が好き株式会社）を設立、同社が8月に関西方面を中心に展開している「豊丸」「鶴金」等のブランドの居酒屋等の9店舗をEオーナーズフード株式会社より事業譲受致しました。当ブランド店舗は、魚を中心としたメニューで展開しており、店舗独自のメニューを多く取り揃え、お客様とのコミュニケーションを重視した運営を実施しており、当社グループの新たな運営スタイルのひとつになっております。なお、同社は金額の重要性が乏しいため、非連結としております。

さらに、12月に株式会社やまやが当社株式をTOBにより、9,500,000株を取得したことにより、株式会社やまやが当社の親会社となりましたが、現段階における損益への影響はありません。今後は酒類の共同調達や、新しい商品の調達、物流、物件開発等の広範囲にわたる双方へのメリットが出る施策を進めていく予定であります。

(2) 資金調達等の状況

① 資金調達

当事業年度中において金融機関に対して1,300,000千円の返済を行い期末借入金残高は4,350,000千円となっております。

また、リース会社に対する債務はリース残高が741,075千円、割賦残高が3,300,794千円となっております。

② 設備投資

当事業年度において実施した設備投資の総額は、2,172,404千円で新規出店及び改装、業態転換等の内装、厨房等の設備投資であります。

なお、設備投資額には差入保証金458,197千円が含まれております。

(3) 対処すべき課題

当社の属する外食産業におきましては、企業間競争はますます激化しております。今後もこの傾向は継続すると考えられます。当社と致しましては、お客様のニーズを今まで以上のスピードで察知するとともに社会環境の変化や市場動向の様々な角度からの分析や情報の収集、綿密な検討をおこない、出店計画、商品政策、内部組織の充実を進め、安定的な利益確保ができる磐石な体制を作ることが大きな課題であると認識しております。

このような状況のもと、対処すべき課題として次の内容に取り組み更なる業績の拡大を図ってまいります。

① 「安全」「安心」の提供

食の安全に対するお客様のニーズは、非常に高くなっております。当社におきましては、仕入食材の品質の管理、配送段階における温度管理と鮮度の維持、加工段階における衛生管理と各段階において厳しい基準を設けて安全の確保をおこなっております。また、店舗における衛生管理も厳しい基準を設け、そのチェックができる体制も整えております。今後も「安全」「安心」を常にお客様に提供し、より多くのお客様にご来店いただけるサービス提供をおこなってまいります。

② 人材採用力、人材教育体制の強化

優秀な人材の確保は、店舗の売上や客数の増加、業務効率化のスムーズな推進等の、業績向上の大きな要因となっております。そのため、全国主要都市への展開に伴う知名度の向上や採用拠点の増加等により、採用体制を継続して整えております。また、採用した人材は、技術、知識を十分に兼ね備えた人材として教育できる体制を整えており、今後も当社の業容の拡大に合わせた教育体制をさらに発展させてまいります。さらに、従業員のスキルにあったカリキュラムを構築し、全従業員がさらにステップアップできる教育体制を強化してまいります。

③ 店舗網拡大の推進

計画的な出店戦略と、全国展開をおこなうことで、安定かつ継続的な成長、知名度アップによる優秀な人材確保、その他当社の発展に必要な条件を規模の拡大とともに推し進めてまいります。

④ 新業態の開発と育成

当社では、「はなの舞」「さかなや道場」を中心に展開をおこなっております。「はなの舞」は、1号店の出店以来20年近くにわたり、お客様の嗜好にあわせ常に変化し続けておりますが、それに続く業態の確立も重要であると認識しており、お客様のニーズにあった展開と新しい業態の育成を進めてまいります。また、マグロを中心とした海鮮食材の提供に特に力を入れた「さかなや道場」業態、さらに漁港にて獲れたて鮮魚を直送し、店舗で新鮮な海鮮食材を提供する

「魚鮮水産」業態の展開を進めておりますが、更なる進化と深化はもちろんのこと、様々なコンセプトをテーマに実験店を増加させ、新業態の開発と確立に努め、お客様のニーズにあった展開を進めてまいります。

⑤ 居酒屋に続く主力業種の確立

当社は、居酒屋の運営を中心に成長を続けております。しかしながら、外食を取り巻く環境におきましては、少子高齢化が進むとともに、国内人口の減少、またお客様のニーズの多様化等、厳しい環境であり、その環境の中で新たな主力となりうる業種の確立が必要であると考えております。平成23年に、海鮮食材の安全、安心の保証と、量の安定的確保、さらには原価低減を目的に、愛媛県八幡浜市に魚鮮水産㈱を立ち上げ、平成24年度から本格的に当社の海鮮類の仕入先として取引を開始しております。さらに、企業や官公庁内の店舗の運営を中心としたコントラクト事業店舗も平成25年12月末現在で98店舗展開しております。このように、当社の培ってきた飲食業のノウハウを最大限に活かすことができる新たな業種を構築してまいります。

⑥ M&Aについて

当社は、平成24年2月に㈱升屋から店舗の事業譲渡を受け、また平成24年6月に㈱紅フーズコーポレーションの全株式取得、平成25年8月に子会社である新業態準備株式会社、Eオーナーズフード株式会社から店舗の事業譲渡を受け、M&Aによる新たな店舗ブランドとその店舗を取得いたしました。今後におきましても、事業拡大加速のひとつの手段として、売上及び収益の拡大に寄与し、店舗網の拡大が見込める可能性がある判断された事業譲渡や企業買収の案件につきましては検討してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 3 期 平成22年度	第 4 期 平成23年度	第 5 期 平成24年度	第 6 期 平成25年度
売 上 高 (千円)	10,190,557	37,767,667	41,995,850	44,055,508
経 常 利 益 (千円)	938,096	2,660,220	3,297,771	3,205,739
当 期 純 利 益 (千円)	21,892	1,043,616	1,263,261	1,431,379
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	97.53	4,625.79	62.20	75.22
総 資 産 (千円)	30,946,102	31,692,454	30,182,976	29,572,110
純 資 産 (千円)	11,130,634	12,175,108	10,797,373	11,316,051
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	49,336.17	53,965.76	558.26	601.58

- (注) 1. 平成22年3月31日に第三者割当増資を実施
2. 平成22年12月3日に第三者割当増資を実施
3. 平成24年6月15日に自己株式の取得及び消却を実施
4. 平成24年8月6日に自己株式の取得を実施
5. 平成24年10月1日に普通株式1株につき100株の株式分割を実施
6. 平成24年12月14日に公募増資及び自己株式の売却を実施
7. 平成25年5月15日から平成25年6月28日において自己株式の取得を実施

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社やまやであり、同社は当社の株式9,805,000株（出資比率50.6%）保有しています。

当社は親会社から主として酒類等の仕入れを行っております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事業セグメント	事 業 の 内 容
飲 食 事 業	居酒屋を中心とした飲食店の運営
コ ン ト ラ ク ト 事 業	給食・般食事業
そ の 他	通信販売

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

① 主要な営業所

本 社 東京都墨田区横網一丁目3番20号
店舗数の推移

業 態	平成22年12月期		平成23年12月期		平成24年12月期		平成25年12月期	
はなの舞	329	(148)	341	(160)	363	(186)	365	(186)
団欒 炎	11	(3)	10	(3)	8	(2)	6	(1)
こだわりやま	50	(9)	43	(4)	45	(2)	44	(2)
さかなや道場	113	(88)	125	(96)	129	(96)	123	(87)
龍馬 軍鶏農場							13	(13)
豊丸水産							10	(10)
チムニー	16	(2)	13	(2)	12	0	10	(0)
升屋					11	(4)	10	(4)
コントラクト	14	(14)	14	(14)	97	(97)	98	(98)
他業態	30	(16)	20	(5)	22	(6)	21	(6)
合計	563	(280)	566	(284)	687	(393)	700	(407)

(注) () 内は直営店

物流センター 埼玉県さいたま市緑区高畑542

② 使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比較増減	平 均 年 令		平均勤続年数	
			才	ヶ月	年	ヶ月
社 員	名 979	名 16	37	5	3	4
パートタイマー	3,726	163	—	—	—	—
合 計 ・ 平 均	4,705	179	—	—	—	—

(注) 1. 平均年令、平均勤続年数、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. パートタイマーにはアルバイトも含め、使用人数は、一人当たり173時間/月換算により算出してあります。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
(株) み ず ほ 銀 行	2,416,666千円
(株) り そ な 銀 行	552,380千円
(株) 三 井 住 友 銀 行	552,380千円
(株) 横 浜 銀 行	345,238千円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 (株)	276,190千円
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	207,142千円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 19,340,800株 |
| (3) 株主数 | 12,272名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 や ま や	9,805,000株	52.1%
加 藤 産 業 株 式 会 社	1,000,000株	5.3%
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	1,000,000株	5.3%
CarlyleJapanInternationalPartnersII, L.P.	858,000株	4.5%
CarlyleJapanPartnersII, L.P.	828,500株	4.4%
和 泉 學	607,300株	3.2%
株 式 会 社 N S K	500,000株	2.6%
チ ム ニ 一 社 員 持 株 会	179,000株	0.9%
中 部 飼 料 株 式 会 社	103,100株	0.5%
山 口 実	102,700株	0.5%

※持株比率は発行済株式総数から平成25年12月31日現在の株主名簿上の自己株式(530,500株)を控除のうえ算出しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

ストック・オプションの内容

決議年月日	平成22年12月1日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 26名※監査役及び社外取締役には付与されておりません。
株式の種類及び付与数 (注)1、2	普通株式 980,000株
付与日	平成22年12月3日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成24年12月2日～平成32年12月1日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

2. 平成24年10月1日付株式分割（株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ① 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。但し、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（但し、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権の質入等の処分は認めない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成25年12月31日現在)

会社の地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	和 泉 學	
取 締 役	山 口 実	専務執行役員営業管掌 魚鮮水産株式会社取締役
取 締 役	小 林 巧	常務執行役員関連企業本部長 株式会社紅フーズコーポレーション代表取締役 めっちゃ魚が好き株式会社代表取締役
取 締 役	大 塚 博 行	
取 締 役	上 田 智 廣	
常 勤 監 査 役	猪 股 哲 美	
監 査 役	中 原 慎 一	
監 査 役	越 仲 信 雄	

- (注) 1. 取締役のうち大塚博行氏及び上田智廣氏は、社外取締役であります。当社は、上田智廣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
2. 監査役のうち中原慎一氏及び越仲信雄氏は、社外監査役であります。
3. 平成25年3月26日開催の第5期定時株主総会において、上田智廣氏が取締役、越仲信雄氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 監査役越仲信雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中における取締役の地位・担当の異動は以下のとおりです。
- ①平成25年1月 山口実 取締役専務執行役員営業管掌を委嘱
 - ②平成25年1月 小林巧 取締役常務執行役員関連企業本部長を委嘱

(2) 事業年度中に退任した監査役

退任時の地位	氏名	退任事由	退任日
監査役	上 田 智 廣	辞任	平成25年3月26日
監査役	小 倉 淳 平	辞任	平成25年3月26日

- (注) 監査役上田智廣氏は、平成25年3月26日に退任と同時に、取締役に就任しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4名	73,604千円
監 査 役	4名	14,220千円
合 計	8名	87,824千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成22年7月22日開催の臨時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成22年7月22日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
 社外役員の報酬

	支給人数	報酬等の額	親会社又は 当該親会社の子会社からの 役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	3名	5,700千円	-千円

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

社外取締役の大塚博行氏は、平成25年度に定期的で開催された20回の取締役会のうち、利益相反行為にあたる議決のあった1回を除いた19回中の18回に出席し、金融及び事業会社の経営者として培ってきた豊富な知識やビジネス経験に基づき発言を行っております。当社は、大塚博行氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

社外取締役の上田智廣氏は、平成25年度に開催された20回の取締役会に19回出席し、事業会社での経験により培ってきた企業経営全般に関する知識と識見に基づき発言を行っております。当社と上田智廣氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

② 社外監査役

社外監査役の中原慎一氏は、平成25年度に定期的で開催された取締役会20回に全回出席し、また平成25年度に定期的で開催された12回の監査役会に全回出席し、同越仲信雄氏は就任後に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、また就任後に開催された監査役会10回に全回出席し、取締役会においては取締役の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を、監査役会においては豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,450千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、財務デューデリジェンスに係る業務、コンプライアンス研修に関する指導、助言業務についての対価を支払っております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任または不再任の決定方針を定めておりませんが、監査役会において、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

また、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制を勘案して、解任または不再任が必要であると認められる場合には、取締役会は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を目的とした新たな会計監査人の選任議案を株主総会に提出することを決定する方針であります。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は会社法第362条第5項に従い取締役会において業務の適正を確保するための体制の基本方針を次の通り決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が、法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理憲章を、経営最高責任者より繰り返し、全役職員に伝達し、法令遵守及び社会倫理の遵守を、当社企業活動の前提とすることを徹底します。
- ② コンプライアンスを所管する統括責任者として、コンプライアンス担当役員を配置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努めます。また、コンプライアンス上の重要な問題については、執行役員会において審議し、その結果を取締役に報告をおこないます。また、各部または室を統括する役員は、固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化します。
- ③ 全役職員においてコンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに管理部門の統括者に報告をおこないます。また、全役職員が、直接報告することを可能とするホットラインを設置し、報告・通報を受けた管理部門の統括者は、その内容を直ちに調査し、必要な措置を担当部門と協議の上、コンプライアンス担当役員に報告し指示を受け、全社的に再発防止策若しくは予防策を実施します。
- ④ 職員の法令・定款違反行為に関しては、管理部門の統括者に処分を求め、役員の場合は、別に設ける委員会において、取締役会に具体的な処分を答申します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理の全社的な統括は、人事部長とし、当社文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録媒体に記録、保存をおこないます。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。なお、文書管理規程の改定等の事項に関しては、当社執行役員会より、監査役会にその内容を答申します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

別に定める危機管理規程により、当社のリスクカテゴリーを決定し、当該リスクカテゴリーごとに、その責任部署を定め、危機管理担当役員を統括責任者として、管理部門の統括者が、当社全体のリスクを網羅的・総括的に管理をおこないます。新たに発生したリスクに関しては、管理部門の統括者が執行役員会に答申し、速やかに担当部署を決定します。更に、内部監査室において各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に、管理部門の統括者に報告し、その改善策については、執行役員会経由取締役会において審議・決定します。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
以下の各号に定める内容において、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。
- ① 組織規程及び職務権限規程に基づき意思決定ルールの整備策定
 - ② 執行役員会における決裁ルールの整備策定
 - ③ 現在実施している、取締役会による中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定に関する事項に関して、更に整備を進め、IT（情報技術）を活用した月次・四半期業績管理業務の更なる精度の向上
 - ④ 取締役会、執行役員会等の会議体による月次業績に関する改善策の効率的実施
- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
取締役は、当社及び親会社を含む各社と情報の共有化、各種の指示・要請の伝達や実行が効果的におこなわれる体制を整備します。
- (6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会において、必要に応じ、専属の使用人を1名ないし2名配置し、監査業務を補助させるものとします。また、この専属の使用人に関しては、会計に精通した人材を配置し、この使用人の人事異動については、事前に当社の人事を担当する役員より報告を受けると共に、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を申し入れることができるものとします。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、担当役員は、あらかじめ監査役会の承諾を得るものとします。
- (7) 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- ① 監査役会に報告すべき事項を定める規程を、監査役会と協議の上制定し、取締役は、以下の各号に定める事項を報告するものとします。
 - 1) 執行役員会で決議された事項
 - 2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 3) 月次の経営状況における重要な事項
 - 4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 5) 重大な法令・定款違反
 - 6) コンプライアンスホットラインの通報状況及びその内容
 - 7) 前各号に定める他、コンプライアンスに関する重要な事項

② 当社の使用人は、前項第2号、第5号に関する重大事実を発見した場合には、監査役に直接その事実を報告することができるものとします。

(8) その他監査役会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
監査役会に対して、必要に応じ、独自に顧問弁護士を雇用し、若しくは専門の弁護士、公認会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、収益力を強化し将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保するとともに、事業及び財務基盤を勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。なお、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。また中間配当の基準日を6月30日として定款で定めております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]	[8,525,127]	[流動負債]	[9,930,332]
現金及び預金	6,353,759	買掛金	3,465,886
売掛金	377,805	F C 債 務	646,262
F C 債 権	448,549	1年内返済予定の長期借入金	1,300,000
商品	294,568	リース債 務	237,963
貯蔵品	11,597	未払金	1,899,617
前払費用	469,070	設備関係未払金	1,089,967
繰延税金資産	140,223	未払費用	181,547
未収入金	481,576	未払法人税等	561,559
短期貸付金	23,000	前受金	13,357
従業員に対する短期貸付金	345	預り金	160,490
立替金	2,502	前受収益金	41,324
その他	5,857	賞与引当金	68,432
貸倒引当金	△83,728	役員賞与引当金	9,000
[固定資産]	[21,046,982]	資産除去債 務	7,794
(有形固定資産)	(6,204,063)	その他	247,126
建物	5,190,468	[固定負債]	[8,325,726]
車両運搬具	75	長期借入金	3,050,000
器具及び備品	372,307	リース債 務	456,507
リース資産	636,014	長期設備関係未払金	2,210,827
建設仮勘定	5,197	退職給付引当金	95,754
(無形固定資産)	(7,465,326)	預り保証金	1,656,268
のれん	7,446,691	資産除去債 務	794,946
ソフトウェア	7,885	その他	61,422
リース資産	5,240	負債合計	18,256,059
電話加入権	3,923	純資産の部	
その他	1,586	[株主資本]	[11,312,985]
(投資その他の資産)	(7,377,592)	(資本金)	(5,772,621)
投資有価証券	71,490	(資本剰余金)	(2,859,223)
関係会社株式	407,232	資本準備金	772,621
出資金	728	その他資本剰余金	2,086,601
破産更生債権等	24,242	(利益剰余金)	(3,209,106)
長期前払費用	145,885	利益準備金	38,136
繰延税金資産	646,585	その他利益剰余金	3,170,970
差入敷金保証金	6,104,685	繰越利益剰余金	3,170,970
その他	986	(自己株式)	(△527,966)
貸倒引当金	△24,242	[評価・換算差額等]	[3,066]
		その他有価証券評価差額金	3,066
資産合計	29,572,110	純資産合計	11,316,051
		負債・純資産合計	29,572,110

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成25年1月1日)
至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		44,055,508
売 上 原 価		14,915,168
売 上 総 利 益		29,140,340
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		26,041,577
営 業 利 益		3,098,763
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18,699	
受 取 配 当 金	1,200	
受 取 手 数 料	102,167	
協 賛 金 収 入	76,351	
そ の 他	44,376	242,794
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	117,870	
支 払 手 数 料	6,546	
そ の 他	11,401	135,818
経 常 利 益		3,205,739
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,039	
収 用 補 償 金	29,165	30,204
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	18,473	
固 定 資 産 除 却 損	139,859	
減 損 損 失	433,247	
そ の 他	15,284	606,864
税 引 前 当 期 純 利 益		2,629,079
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,225,541	
法 人 税 等 調 整 額	△27,841	1,197,699
当 期 純 利 益		1,431,379

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成25年1月1日)
(至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成25年1月1日残高	5,772,621	772,621	2,094,026	2,866,648
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△7,425	△7,425
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計			△7,425	△7,425
平成25年12月31日残高	5,772,621	772,621	2,086,601	2,859,223

	株 主 資 本				
	利益準備金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成25年1月1日残高	-	2,159,087	2,159,087	-	10,798,357
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	38,136	△419,497	△381,361		△381,361
当期純利益		1,431,379	1,431,379		1,431,379
自己株式の取得				△542,891	△542,891
自己株式の処分				14,925	7,500
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	38,136	1,011,882	1,050,018	△527,966	514,627
平成25年12月31日残高	38,136	3,170,970	3,209,106	△527,966	11,312,985

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成25年1月1日残高	△984	△984	10,797,373
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△381,361
当期純利益			1,431,379
自己株式の取得			△542,891
自己株式の処分			7,500
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	4,050	4,050	4,050
事業年度中の変動額合計	4,050	4,050	518,678
平成25年12月31日残高	3,066	3,066	11,316,051

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

主な耐用年数

建 物 8年～41年

器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、のれんについては20年で均等償却しております。また、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 投資その他の資産

長期前払費用

定額法

主な償却期間

3年～5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ④ 退職給付引当金
従業員への退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、数理計算上の差異は、発生の翌期に一括費用処理しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (5) 重要な会計方針の変更
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以後取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。尚、これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。
- (6) 未適用の会計基準等
- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
 - ・「退職給付に関する会計基準の摘要指針」(企業会計基準摘要指針第25号 平成24年5月17日)
- 1 概要
本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識 数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。
- 2 適用予定日
平成26年12月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年12月期の期首より適用予定です。
- 3 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当計算書類の作成時において評価中です。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) コミットメントライン

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行(㈱みずほ銀行、㈱りそな銀行、㈱三井住友銀行、㈱横浜銀行、三菱UFJ信託銀行㈱)とコミットメント貸出契約を締結しております。契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,500,000千円
借入実行額	-千円
差引	1,500,000千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	12,537,547千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	23,000千円
短期金銭債務	99,792千円
(4) 役員等に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債務	5,565千円
長期金銭債務	27,785千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
店舗	建物	山形県山形市
	器具及び備品	さかなや道場 山形東口店
	リース資産	他8店舗
店舗	建物	札幌市中央区
	器具及び備品	はなの舞北2条店
	リース資産	合計39店舗

当社はキャッシュフローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングをしております。

さかなや道場山形東口店他合計8店舗につきましては閉店を決定したため、はなの舞北2条店他合計39店舗につきましては、店舗における営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値、(割引率2.13%~3.03%)と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しております。

また、減損損失の内訳は建物372,966千円、器具及び備品21,483千円、リース資産38,797千円であります。

(2) 関係会社との取引高

仕入高	304,427千円
営業外収益	11,737千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	19,340,800	-	-	19,340,800

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	-	545,500	15,000	530,500

(変動事由の概要)

自己株式の増加数の主な内訳は、取得による増加545,000株であります。

自己株式の減少数の主な内訳は、新株予約権の権利行使による減少15,000株であります。

(3) 新株予約権に関する事項

目的となる株式の種類 普通株式
目的となる株式の数 714,000株

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年2月8日 取締役会	普通株式	193,408	利益剰余金	10	平成24年 12月31日	平成25年 3月27日
平成25年8月7日 取締役会	普通株式	187,953	利益剰余金	10	平成25年 6月30日	平成25年 9月2日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当 たの 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年2月7日 取締役会	普通株式	188,103	利益剰余金	10	平成25年 12月31日	平成26年 3月26日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(イ) 流動の部

(繰延税金資産)

賞与引当金	26,010千円
未払事業税	56,437千円
未払事業所税	17,777千円
貸倒引当金	28,044千円
法定福利費	4,258千円
資産除去債務	2,962千円
その他	4,732千円
計	140,223千円

(ロ) 固定の部

(繰延税金資産)

退職給付引当金	34,124千円
長期未払金	11,885千円
預り保証金償却	24,887千円
一括償却資産	34,772千円
減価償却超過額	309,937千円
資産除去債務	283,301千円
その他	13,146千円
計	712,055千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△64,581千円
その他有価証券評価差額金	△888千円
計	△65,470千円
繰延税金資産の純額	646,585千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳	
法定実効税率	38.0%
(調整)	
住民税均等割等	0.6%
のれん償却額	6.7%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具及び備品	-	-	-	-
ソフトウェア	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

- (2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

一年内	-千円
一年超	-千円
合計	-千円
リース資産減損勘定期末残高	-千円

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	45,968千円
リース資産減損勘定の取崩額	2,990千円
減価償却費相当額	45,848千円
支払利息相当額	457千円
減損損失	733千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要性を勘案し調達しております。

資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権であるFC債権及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。なお、ほとんどの債権は、一ヶ月以内の入金期日であります。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、四半期毎に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

差入保証金は主に店舗の賃貸に係るもので、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金、FC債務及び未払金は一ヶ月以内の支払期限であります。

借入金は当社が当社の完全子会社であったチムニー株式会社の株式を取得するために調達したものであり、金利変動リスクに晒されております。償還日は決算日後2年以内であります。

設備関係未払金及び長期設備関係未払金は、固定資産の割賦購入によるものであり、償還日は決算日後5年以内であります。また、全てが固定金利であり、金利の変動リスクは存在しておりません。

預り保証金は主に、フランチャイズ契約に係るものであり、フランチャイズの信用リスクによる影響を低減しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,353,759	6,353,759	
(2) 売掛金	377,805	377,805	
(3) FC債権	448,549	390,011	
貸倒引当金 (*1)	△58,537		
	390,011	390,011	
(4) 未収入金	481,576	481,576	
(5) 投資有価証券	71,490	71,490	
(6) 差入保証金	6,104,685	5,933,906	△170,779
資産計	13,779,329	13,608,549	△170,779
(1) 買掛金	3,465,886	3,465,886	-
(2) FC債務	646,262	646,262	-
(3) 未払金	1,899,617	1,899,617	-
(4) 設備関係未払金	1,089,967	1,128,958	38,991
(5) 長期借入金 (*2)	4,350,000	4,350,000	-
(6) 長期設備関係未払金	2,210,827	2,170,825	△40,001
(7) 預り保証金	1,656,268	1,563,054	△93,214
負債計	15,318,829	15,224,604	△94,224

(*1)FC債権に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) FC債権 (4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(6) 差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値（貸倒引当金を控除）により算定しております。

負債

(1) 買掛金 (2) FC債務 (3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 設備関係未払金 (6) 長期設備関係未払金

設備関係未払金・長期設備関係未払金の時価については、元利金の合計額を、同様の割賦取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

変動金利による借入であり、市場金利を反映していること及び当社の信用状態は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(7) 預り保証金

預り保証金の時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率に信用リスクを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 関係会社株式（貸借対照表計上額 407,232千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はございません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	601円58銭
1株当たり当期純利益金額	75円22銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	73円87銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益金額	
損益計算書上の当期純利益金額	1,431,379千円
普通株式に係る当期純利益金額	1,431,379千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式の期中平均株式数	19,027,332株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額	-
普通株式増加数	349,228株
(うち新株予約権)	349,228株

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

11. その他の注記

(1) 退職給付会計関係

① 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

② 退職給付債務に関する事項

イ. 退職給付債務	△103,311千円
ロ. 未認識数理計算上の差異	7,557千円
ハ. 退職給付引当金	△95,754千円

③ 退職給付費用に関する事項

イ. 勤務費用	18,065千円
ロ. 利息費用	1,367千円
ハ. 数理計算上の差異の費用処理額	6,479千円
ニ. 退職給付費用	25,912千円

④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%
ハ. 数理計算上の差異の処理年数(翌事業年度からの費用処理)	1年

(2) ストック・オプション関係

① ストック・オプションの内容

決議年月日	平成22年12月1日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名 当社の従業員26名
株式の種類及び付与数(注)1、2	普通株式 980,000株
付与日	平成22年12月3日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成24年12月2日～平成32年12月1日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下「当社組織再編」という)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

- 2 平成24年10月1日付株式分割(株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 3 ① 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。但し、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(但し、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
② 新株予約権の質入等の処分は認めない。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

i ストック・オプションの数

決議年月日	平成22年12月1日
権利確定前	
期首	298,000株
付与	-
失効	34,000株
権利確定	132,000株
未確定残	132,000株
権利確定後	
期首	465,000株
権利確定	132,000株
権利行使	15,000株
失効	-
未行使残	582,000株

ii 単価情報

決議年月日	平成22年12月1日
権利行使価格	1株につき500円
行使時平均株価	960円
付与日における公正な評価単価	—

③ ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、収益還元法、簿価純資産法及び類似会社比準法の折衷方法によっております。

④ ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

⑤ ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- i 当事業年度末における本源的価値の合計額 479,568千円
- ii 当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額 6,906千円

(3) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間が賃貸借契約書に明記されているものについてはその期間、それ以外のものについては主たる資産の耐用年数である10年と見積もり、割引率は0.84%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当期における当該資産除去債務の総額の増減

変動の内容	当期における総額の増減額
期首残高	776,519千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	45,003千円
時の経過による調整額	6,352千円
資産除去債務の履行による減少額	△25,134千円
期末残高	802,741千円

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年2月13日

チムニー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下条 修司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、チムニー株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月13日

チムニー株式会社 監査役会
常勤監査役 猪 股 哲 美 ㊟
社外監査役 中 原 慎 一 ㊟
社外監査役 越 仲 信 雄 ㊟
以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

今後の当社の多様な事業展開に備えるため、当社の事業目的を変更するものであります。

※下線部が変更予定箇所であります。

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飲食店の経営 2. 食料品、日用雑貨品、文房具、衣料品の製造、加工並びに販売 3. 酒類、米穀類及び専売品、医薬品の販売 4. 厨房器具の製造、加工、卸売及び輸出入 5. 前各号に記載の小売り、販売、経営を自ら行う者に対する技術指導 6. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、建築工事及び室内設備装飾の請負業 7. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 8. リース業 9. 配送業務 10. 倉庫業 11. 各種商品の通信販売 12. 漁業 13. 前各号に付帯関連する一切の事業 	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飲食店の経営 2. 食料品、日用雑貨品、文房具、衣料品の製造、加工並びに販売 3. 酒類、米穀類及び専売品、医薬品の販売 4. 厨房器具の製造、加工、卸売及び輸出入 5. 前各号に記載の小売り、販売、経営を自ら行う者に対する技術指導 6. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、建築工事及び室内設備装飾の請負業 7. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 8. リース業 9. 配送業務 10. 倉庫業 11. 各種商品の通信販売 12. 漁業及び農業並びに畜産業 13. <u>酒類及び飲料並びに食料品に関する自動販売機による販売、物品管理及び集金業務</u> 14. 前各号に付帯関連する一切の事業

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いずみ まなぶ 和 泉 學 (昭和21年6月6日生)	昭和45年4月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 昭和54年4月 (株)コックドールジャスコ (現(株)イオンイーハート) 出向 平成2年11月 旧チムニー(株)代表取締役社長 平成22年9月 当社代表取締役社長 (現任)	607,300株
2	こばやし たくみ 小 林 巧 (昭和31年10月7日生)	昭和54年3月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 平成16年3月 (株)マイカルカンテボーレ代表取締役社長 平成19年4月 旧チムニー(株)入社 平成19年5月 旧チムニー(株)人財本部総務部長 平成20年1月 旧チムニー(株)執行役員FC事業本部長 平成21年1月 旧チムニー(株)執行役員FC事業本部長 兼 大連花之舞餐飲有限公司董事長 平成21年3月 旧チムニー(株)取締役執行役員FC事業本部長 平成21年9月 旧チムニー(株)取締役執行役員直営事業本部長 平成21年12月 旧チムニー(株)取締役常務執行役員直営事業本部長 平成22年9月 当社取締役常務執行役員直営事業本部長 平成23年1月 当社取締役上席執行役員参謀本部長 平成24年1月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長 平成24年6月 (株)紅フーズコーポレーション代表取締役社長 (現任) 平成25年1月 当社取締役常務執行役員関連企業本部長 平成25年7月 新業態準備(株) (現めっちゃ魚が好き(株)) 代表取締役社長 (現任) 平成26年1月 当社取締役常務執行役員関連企業統括部長 (現任)	21,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ 3	ねもと ひろ ぶみ 根 本 博 史 (昭和46年11月9日生)	平成8年4月 旧チムニー(株)入社 平成16年1月 旧チムニー(株)直営事業部長 平成18年2月 旧チムニー(株)直営本部長 平成18年8月 旧チムニー(株)執行役員直営本部長 平成22年7月 旧チムニー(株)執行役員管理本部訓練部長 平成22年9月 当社執行役員管理本部訓練部長 平成23年1月 当社執行役員営業統括本部第4事業本部長 平成24年1月 当社執行役員人事総務本部長 平成25年1月 当社執行役員東日本事業本部長 平成26年1月 当社執行役員営業統括部長(現任)	14,000株
※ 4	よし なり あき ひろ 吉 成 章 博 (昭和45年10月18日生)	平成6年4月 (株)サンクスアンドアソシエイツ(現(株)サークルKサンクス)入社 平成13年2月 (株)ハナマサ入社 平成16年9月 旧チムニー(株)入社 平成19年7月 旧チムニー(株)経理本部財務部部長 平成21年1月 旧チムニー(株)管理本部経理部部長 平成22年1月 旧チムニー(株)執行役員経営企画室長兼管理本部経理部部長 平成22年9月 当社執行役員経営企画室長兼管理本部経理部部長 平成23年4月 当社執行役員経理本部長代行兼財務部長 平成24年1月 当社執行役員経理本部長 平成25年1月 当社執行役員管理本部長 平成26年1月 当社執行役員管理統括部長(現任)	4,000株
※ 5	おぎ の だい すけ 萩 野 大 輔 (昭和43年4月16日生)	平成3年4月 国際証券(株)(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株))入社 平成5年7月 レイホー産業(株)入社 平成19年5月 A I U保険会社入社 平成20年8月 旧チムニー(株)入社管理本部総務部長 平成21年1月 旧チムニー(株)管理本部人事総務部長 平成22年9月 当社管理本部人事総務部長 平成23年1月 当社人事総務本部本部長代行 平成23年8月 当社執行役員人事総務本部本部長代行 平成24年1月 当社執行役員西日本事業本部長 平成24年6月 当社執行役員FC事業本部長 平成25年1月 当社執行役員首都圏事業本部長 平成26年1月 当社執行役員人事部長(現任)	6,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	うえだともひろ 上田智廣 (昭和21年10月12日生)	昭和44年3月 ジャスコ(株) (現イオンリテール(株)) 入社 昭和59年9月 Jaya Jusco SBH (現Aeon Malaysia BH) 出向 昭和62年2月 ローラ アシュレイ ジャパン(株)出向 平成6年4月 タルボットジャパン(株)出向常務取締役 平成10年6月 イオンフォレスト(株)出向取締役 平成13年7月 イオン(株)経営監査、監査委員会事務局 リーダー ミニストップ(株)監査役 (株)イオンファンタジー監査役 平成18年5月 (株)ニューステップ(現(株)ジーフト) 常勤監査役 平成22年3月 旧チムニー(株)監査役 平成22年9月 当社監査役 平成25年3月 当社取締役(現任)	—
※ 7	やまうちひでほる 山内英靖 (昭和37年11月15日生)	昭和60年4月 (株)やまや入社 昭和60年12月 同社取締役仙台支店長 昭和63年7月 同社取締役貿易部長 平成6年10月 同社取締役経営企画室長 平成11年4月 同社取締役営業部長 平成11年6月 同社常務取締役営業部長 平成14年6月 同社専務取締役営業本部長 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成18年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 (現任)	—

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 和泉學、小林巧、根本博史、吉成章博、荻野大輔、上田智廣、山内英靖の各候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
3. 上田智廣氏及び山内英靖氏は社外取締役候補者であります。
4. 上田智廣氏に関しましては、事業会社等での経験に基づく企業経営全般に関する知識と識見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。上田氏は、旧チムニー(株)を含め、当社社外監査役として3年間、社外取締役として1年間在任しております。
5. 山内英靖氏につきましては、これまでの上場会社役員としての経験を活かし、客観的に当社の企業運営に対する意見を頂戴したいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。株式会社やまやは当社の親会社であり当社の発行済株式総数から平成25年12月31日現在の株主名簿上の自己株式を控除した株式のうち52.1%を保有しております。
6. 当社は本議案が承認された場合、上記社外取締役候補者2名との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

コーポレートガバナンス強化のため、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

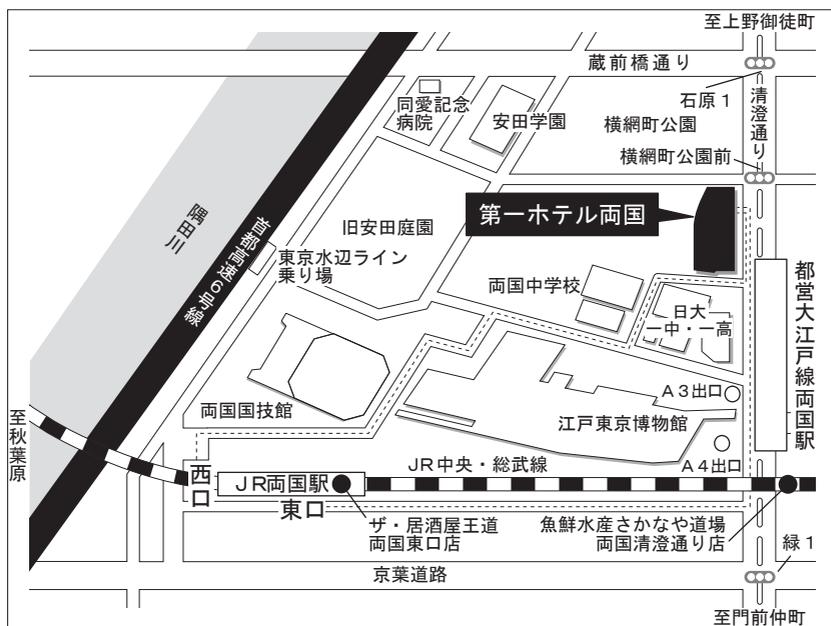
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
三浦千春 (昭和31年1月18日生)	昭和49年3月 ㈱伊勢甚入社 平成3年12月 茨城ウエルマート㈱出向 取締役兼管理部長 平成13年10月 ㈱やまや入社 監査室長 平成14年6月 同社取締役商品部長 平成17年6月 同社取締役総務部長 平成19年6月 同社執行役員総務部長 平成21年6月 同社常務執行役員総務部長(現任)	-

- (注) 1. 三浦千春氏は新任の社外監査役候補者であります。当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者三浦千春氏には、過去の経験を十分に活かし、当社内におけるコーポレートガバナンスが正しく機能し、取締役がその業務を全うしているかに対する意見を頂戴したく社外監査役をお願いするものであります。株式会社やまやは当社の親会社であり、当社発行済株式総数から平成25年12月31日現在の株主名簿上の自己株式を控除した株式のうち、52.1%を保有しております。
3. 当社は、本議案が承認された場合、三浦千春氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 清澄



- JR総武線各駅停車両国駅 東口・西口から徒歩6分
- 都営大江戸線両国駅A1出口直結